

国立研究開発法人物質・材料研究機構 リスクマネジメント規程

平成23年6月13日
23規程第73号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）におけるリスクマネジメント体制を整備し、リスクの発生の防止等に関する必要な事項を定め、もって機構のミッションの効率的かつ効果的な達成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リスク 機構のミッションの達成を阻害する要因となりうる事象をいう。
なお、リスクには、次に掲げるものを含み、これらに限定されない。
 - イ 法令等遵守に関するもの
 - ロ 財務に関するもの
 - ハ 情報システムに関するもの
 - ニ 研究活動に関するもの
 - ホ 環境に関するもの
 - ヘ 災害、事件等に関するもの
- (2) リスクマネジメント 業務運営プロセスに内在するリスクを特定及び評価し、その発生の防止又は発生した場合の被害の最小化について、事前に対応策を整備することをいう。

(リスクマネジメント最高責任者)

第3条 機構に、リスクマネジメント最高責任者を置き、理事長をもって充てる。
2 リスクマネジメント最高責任者は、機構におけるリスクマネジメントに関する業務を総理する。

(リスクマネジメント統括責任者)

第4条 機構に、リスクマネジメント統括責任者を置き、法務・コンプライアンス室担当理事をもって充てる。
2 リスクマネジメント統括責任者は、リスクマネジメント最高責任者を補佐し、リスクマネジメントに関する業務を統括指揮する。

(リスクマネジメント統括推進担当者)

第5条 機構に、リスクマネジメント統括推進担当者を置き、法務・コンプライアンス室長をもって充てる。
2 リスクマネジメント統括推進担当者は、次に掲げる業務を掌理する。

- (1) リスクマネジメント体制の構築及び諸規程の整備に関すること。
- (2) リスクマネジメントに関する業務の推進に関すること。
- (3) その他リスクマネジメントに係る必要事項に関すること。

(リスクマネジメント推進担当者)

第6条 機構に、リスクマネジメント推進担当者を置き、各センター、各部門及び各室（部門に属さないものに限る。）の長をもって充てる。

2 リスクマネジメント推進担当者は、担当部署におけるリスクマネジメントの推進に関する業務を行う。

(委員会の設置)

第7条 機構に、リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) リスクマネジメントに関する基本方針の策定及び改廃、体制の構築に関すること。
- (2) リスクマネジメントに関する諸規程の整備に関するもののうち、委員長が必要と認めるもの
- (3) リスクマネジメントの推進（リスクの特定、評価及び対応策の整備を含む。）に関すること。
- (4) 業務運営プロセスのマニュアル化等の推進
- (5) その他、リスクマネジメントに係る必要事項に関すること。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、理事長をもって充て、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員は、理事、審議役、人事・総務部門長、経営企画室長、監査室長及び法務・コンプライアンス室長をもって充てる。

5 委員会には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、理事長が指名する職員及び理事長が委嘱する外部有識者を委員として加えることができる。

6 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

8 委員長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、特定事項について意見を求めることができる。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の審議事項は、出席した委員長及び委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員長及び全ての委員に対して送付する書面（電子メールを含む。以下同じ。）により開催することができるものとし、議事も書面により決するものとする。この場合において、第3項中「出席した」とあるのは「書面の宛先となった」と読み替える。

5 委員会は、非公開とする。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、法務・コンプライアンス室において行う。

附 則

この規程は、平成23年6月13日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 28規程第55号）

この規程は、平成28年4月20日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月12日 29規程第44号）

この規程は、平成29年7月12日に施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第12号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第15号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。